

議事日程第 1 2 号

平成 2 5 年(2013年)招集大阪狭山市議会定例会 9 月定例会議会議事日程
平成 2 5 年 (2 0 1 3 年) 9 月 2 日午前 9 時 3 0 分開議
議会期間 (平成 2 5 年 9 月 2 日から同月 2 5 日まで 2 4 日間)

日程第 1	発議第 1 5 号	会議録署名議員の指名について
日程第 2	発議第 1 6 号	選挙管理委員及び同補充員の選挙について
日程第 3	諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 4	議案第 5 0 号	教育委員会の委員の任命について
日程第 5	議案第 5 1 号	平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市一般会計歳入歳出 決算認定について
日程第 6	議案第 5 2 号	平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市国民健康保険特別 会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について
日程第 7	議案第 5 3 号	平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市下水道事業特別会 計歳入歳出決算認定について
日程第 8	議案第 5 4 号	平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市土地取得特別会計 歳入歳出決算認定について
日程第 9	議案第 5 5 号	平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市介護保険特別会計 (事業勘定)歳入歳出決算認定について
日程第 1 0	議案第 5 6 号	平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 1	議案第 5 7 号	平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市東野財産区特別会 計歳入歳出決算認定について
日程第 1 2	議案第 5 8 号	平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市池尻財産区特別会 計歳入歳出決算認定について
日程第 1 3	議案第 5 9 号	平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市水道事業会計決算 認定について
日程第 1 4	議案第 6 0 号	大阪狭山市暴力団排除条例施行に伴う大阪狭山市の 公の施設から暴力団を排除するための関係条例の

整備に関する条例について

- | | | |
|---------|-----------|-------------------------------------------------------|
| 日程第 1 5 | 議案第 6 1 号 | 大阪狭山市介護保険条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 6 | 議案第 6 2 号 | 大阪狭山市立総合体育館条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 7 | 議案第 6 3 号 | 大阪狭山市立社会教育センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 8 | 議案第 6 4 号 | 大阪狭山市立市民ふれあいの里条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 9 | 議案第 6 5 号 | 大阪狭山市立図書館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 0 | 議案第 6 6 号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第 2 1 | 議案第 6 7 号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第 2 2 | 議案第 6 8 号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第 2 3 | 議案第 6 9 号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第 2 4 | 議案第 7 0 号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第 2 5 | 議案第 7 1 号 | 平成 2 5 年度(2013年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第 5 号)について |
| 日程第 2 6 | 議案第 7 2 号 | 平成 2 5 年度(2013年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 1 号)について |
| 日程第 2 7 | 議案第 7 3 号 | 平成 2 5 年度(2013年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 1 号)について |
| 日程第 2 8 | 議案第 7 4 号 | 平成 2 5 年度(2013年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第 2 号)について |
| 日程第 2 9 | 議案第 7 5 号 | 平成 2 5 年度(2013年度)大阪狭山市水道事業会計補正予算(第 1 号)について |
| 日程第 3 0 | 議案第 7 6 号 | 平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第 3 1 | 報告第 5 号 | 平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市健全化判断比率の報告について |

- 日程第 3 2 報告第 6 号 平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市資金不足比率の報告について
- 日程第 3 3 報告第 7 号 平成 2 4 年度(2012年度)公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団事業会計決算報告について
- 日程第 3 4 請願第 3 号 通院も中学校卒業まで「子どもの医療費助成」拡充を求める請願について
- 日程第 3 5 請願第 4 号 議員定数削減に関する請願について
- 日程第 3 6 要望第 1 号 大阪狭山市議会議員の定数削減に反対する要望について

発議第15号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり会議録署名議員を指名する。

平成25年(2013年)9月2日提出

大阪狭山市議会議長 西尾浩次

記

4番 中井新子

5番 林 憲一郎

発議第16号

選挙管理委員及び同補充員の選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第1項及び同条第2項の規定により、選挙管理委員4人及び同補充員4人を選挙されたい。

平成25年(2013年)9月2日提出

大阪狭山市議会議長 西尾浩次

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成25年(2013年)9月2日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

住所 大阪府大阪狭山市今熊一丁目148番地

氏名 山中雅典

昭和26年10月16日生

教育委員会の委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

平成25年(2013年)9月2日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

住所 大阪府大阪狭山市狭山五丁目2344番地の6

氏名 阪本 栄

昭和31年5月6日生

議案第 5 1 号

平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市一般会計歳入
歳出決算認定について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 2 5 年(2013年)9月 2 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第52号

平成24年度(2012年度)大阪狭山市国民健康保険
特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定につい
て

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成24年度(2012年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年(2013年)9月2日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第 5 3 号

平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市下水道事業特
別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 2 5 年(2013年)9月2日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第54号

平成24年度(2012年度)大阪狭山市土地取得特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成24年度(2012年度)大阪狭山市土地取得特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年(2013年)9月2日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第 55 号

平成 24 年度(2012年度)大阪狭山市介護保険特別
会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 24 年度(2012年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 25 年(2013年)9 月 2 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第56号

平成24年度(2012年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成24年度(2012年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年(2013年)9月2日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第 57 号

平成 24 年度(2012年度)大阪狭山市東野財産区特
別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 24 年度(2012年度)大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 25 年(2013年)9 月 2 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第 5 8 号

平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 2 5 年(2013年)9月2日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第59号

平成24年度(2012年度)大阪狭山市水道事業会計
決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成24年度(2012年度)大阪狭山市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年(2013年)9月2日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第60号

大阪狭山市暴力団排除条例施行に伴う大阪狭山市の公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例について

大阪狭山市暴力団排除条例施行に伴う大阪狭山市の公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例を次のとおり提出する。

平成25年(2013年)9月2日提出

大阪狭山市長 吉田友好

大阪狭山市暴力団排除条例施行に伴う大阪狭山市の公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例

(大阪狭山市文化会館条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市文化会館条例(平成5年大阪狭山市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第8条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

(大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和53年大阪狭山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第9条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

(大阪狭山市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 大阪狭山市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和49年大阪狭山市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第9条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

(大阪狭山市都市公園条例の一部改正)

第4条 大阪狭山市都市公園条例(昭和54年大阪狭山市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項に次のただし書を加える。

ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるときは、この限りでない。

(大阪狭山市立コミュニティセンター条例の一部改正)

第5条 大阪狭山市立コミュニティセンター条例(平成10年大阪狭山市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

(大阪狭山市立公民館設置条例の一部改正)

第6条 大阪狭山市立公民館設置条例(昭和39年大阪狭山市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第9条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

(大阪狭山市立青少年運動広場設置及び管理条例の一部改正)

第7条 大阪狭山市立青少年運動広場設置及び管理条例(昭和47年大阪狭山市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「おそれがある」の次に「と認める」を加え、同条第2号中「き損」を「毀損」に改め、「おそれがある」の次に「と認める」を加え、同条第4号中「合致しない」の次に「と認める」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

第6条中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

議案第 6 1 号

大阪狭山市介護保険条例等の一部を改正する条
例について

大阪狭山市介護保険条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 2 5 年(2013年) 9 月 2 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市介護保険条例等の一部を改正する条例

(大阪狭山市介護保険条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市介護保険条例(平成12年大阪狭山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第6条を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

第6条 当分の間、第15条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(大阪狭山市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市国民健康保険条例(昭和36年大阪狭山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第5項を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

5 当分の間、第25条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセント

の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（大阪狭山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第3条 大阪狭山市後期高齢者医療に関する条例（平成20年大阪狭山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3条を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の大阪狭山市介護保険条例附則第6条の規定、第2条の規定による改正後の大阪狭山市国民健康保険条例附則第5項の規定及び第3条の規定による改正後の大阪狭山市後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定

は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第 6 2 号

大阪狭山市立総合体育館条例等の一部を改正する
条例について

大阪狭山市立総合体育館条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 2 5 年(2013年) 9 月 2 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市立総合体育館条例等の一部を改正する条例

(大阪狭山市立総合体育館条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市立総合体育館条例(昭和60年大阪狭山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条中「次のとおり」を「12月29日から翌年1月4日まで」に改め、同条各号を削る。

第8条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

(大阪狭山市立池尻体育館条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市立池尻体育館条例(平成9年大阪狭山市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第6条中「1月5日」を「1月4日」に改める。

第8条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

(大阪狭山市立ふれあいスポーツ広場条例の一部改正)

第3条 大阪狭山市立ふれあいスポーツ広場条例(平成6年大阪狭山市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条中「1月5日」を「1月4日」に改める。

第8条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

(大阪狭山市立野球場条例の一部改正)

第4条 大阪狭山市立野球場条例(昭和61年大阪狭山市条例第17号)の一部を次

のように改正する。

第6条中「1月5日」を「1月4日」に改める。

第8条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

（大阪狭山市立市民総合グラウンド条例の一部改正）

第5条 大阪狭山市立市民総合グラウンド条例（平成7年大阪狭山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条中「1月5日」を「1月4日」に改める。

第8条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

（大阪狭山市立テニスコート条例の一部改正）

第6条 大阪狭山市立テニスコート条例（平成6年大阪狭山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条中「1月5日」を「1月4日」に改める。

第8条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

議案第 6 3 号

大阪狭山市立社会教育センター条例の一部を
改正する条例について

大阪狭山市立社会教育センター条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 2 5 年(2013年) 9 月 2 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市立社会教育センター条例の一部を改正する条例

大阪狭山市立社会教育センター条例（平成6年大阪狭山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条中「1月5日」を「1月4日」に改める。

第8条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

別表備考を削る。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

議案第 6 4 号

大阪狭山市立市民ふれあいの里条例の一部を改
正する条例について

大阪狭山市立市民ふれあいの里条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 2 5 年(2013年) 9 月 2 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市立市民ふれあいの里条例の一部を改正する条例

大阪狭山市立市民ふれあいの里条例（平成5年大阪狭山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条中「1月5日」を「1月4日」に改める。

第10条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

第21条中「1月5日」を「1月4日」に改める。

第23条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

第28条中「1月5日」を「1月4日」に改める。

別表第1第1号中「1人1回」の次に「（中学生以上）」を加える。

別表第3第1号中「1人1日」の次に「（中学生以上）」を、「1人1泊」の次に「（中学生以上）」を加える。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

議案第 6 5 号

大阪狭山市立図書館条例の一部を改正する条例
について

大阪狭山市立図書館条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 2 5 年(2013年) 9 月 2 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市立図書館条例の一部を改正する条例

大阪狭山市立図書館条例（平成17年大阪狭山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条中「午前10時から午後5時15分まで」を「午前9時から午後8時まで」に改める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

指定管理者の指定について

下記のとおり、大阪狭山市文化会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年(2013年)9月2日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

- 1 公の施設の名称 大阪狭山市文化会館
- 2 指定する団体 大阪狭山市狭山一丁目875番地の1
公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

指定管理者の指定について

下記のとおり、大阪狭山市立老人福祉センター、大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子福祉センター並びに大阪狭山市障害者地域活動支援センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年(2013年)9月2日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

- | | |
|-----------|---------------------------------------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大阪狭山市立老人福祉センター
大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子福祉センター
大阪狭山市障害者地域活動支援センター |
| 2 指定する団体 | 大阪狭山市今熊一丁目85番地
社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間 | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで |

指定管理者の指定について

下記のとおり、大阪狭山市立コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年(2013年)9月2日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大阪狭山市立コミュニティセンター |
| 2 指定する団体 | 大阪府大阪市北区梅田三丁目3番10号
株式会社かんでんジョイナス |
| 3 指定の期間 | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで |

指定管理者の指定について

下記のとおり、大阪狭山市立のスポーツ施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年(2013年)9月2日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

- 1 公の施設の名称 大阪狭山市立総合体育館
大阪狭山市立市民総合グラウンド
大阪狭山市立野球場
大阪狭山市立池尻体育館
大阪狭山市立ふれあいスポーツ広場
大阪狭山市立山本テニスコート
大阪狭山市立大野テニスコート
- 2 指定する団体 東京都文京区後楽一丁目3番61号
東京ドームグループ
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

指定管理者の指定について

下記のとおり、大阪狭山市立社会教育センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年(2013年)9月2日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

- 1 公の施設の名称 大阪狭山市立社会教育センター
- 2 指定する団体 東京都目黒区下目黒一丁目1番11号 目黒東洋ビル4階
アクティオ株式会社
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第 7 1 号

平成 2 5 年度(2013年度)大阪狭山市一般会計補正
予算について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 5 年度(2013年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第 5 号)を別案のとおり提出する。

平成 2 5 年(2013年)9月 2 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第72号

平成25年度(2013年度)大阪狭山市国民健康保険
特別会計(事業勘定)補正予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成25年度(2013年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成25年(2013年)9月2日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第73号

平成25年度(2013年度)大阪狭山市介護保険特別
会計(事業勘定)補正予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成25年度(2013年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成25年(2013年)9月2日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第 7 4 号

平成 2 5 年度(2013年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 5 年度(2013年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第 2 号)を別案のとおり提出する。

平成 2 5 年(2013年)9月 2 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第75号

平成25年度(2013年度)大阪狭山市水道事業会計
補正予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成25年度(2013年度)大阪狭山市水道事業会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成25年(2013年)9月2日提出

大阪狭山市長 吉田友好

平成24年度(2012年度)大阪狭山市水道事業会計
未処分利益剰余金の処分について

平成24年度(2012年度)大阪狭山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分を行うことについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年(2013年)9月2日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

平成24年度(2012年度)大阪狭山市水道事業会計未処分利益剰余金251,039,545円のうち、100,000,000円を建設改良積立金に積み立て、処分後の残高151,039,545円は繰越利益剰余金として繰り越すものとする。

平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市健全化判断比
率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 1 9 年法律第 9 4 号)第 3 条第 1 項の規定により、平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

平成 2 5 年(2013年)9月 2 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

記

(単位：%)

実 質 赤 字 比 率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
(1 3 . 1 2)	(1 8 . 1 2)	9 . 8 (2 5 . 0)	7 . 5 (3 5 0 . 0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「 」を記載している。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載している。

平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市資金不足比
率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 1 9 年法律第 9 4 号)第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

平成 2 5 年(2013年)9月2日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

記

特別会計の名称	資金不足比率(%)
水道事業会計	
下水道事業特別会計	

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「 」を記載している。

平成 2 4 年度(2012年度)公益財団法人大阪狭山市
文化振興事業団事業会計決算報告について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、平成 2 4 年度(2012年度)公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団事業会計決算について別紙のとおり報告する。

平成 2 5 年(2013年)9月 2 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

2013年8月21日

大阪狭山市議会議長

西尾 浩次様

新日本婦人の会大阪狭山支部

支部長 石井 淳子

大阪狭山市金剛 2-2-19

紹介議員

松尾 巧
北村 栄司
薦田 育子

通院も中学校卒業まで「子どもの医療費助成」拡充を求める請願書

(要望趣旨)

大阪狭山市の「こども医療費の助成制度」は、2012年4月現在、入院助成は中学校卒業まで、通院では、小学校3年生修了までの子どもが対象となっています。

しかし、すでにお隣の堺市や太子町、能勢町、田尻町など、入院も通院も中学校卒業までの助成を実施しており、今年4月より千早赤阪村、河南町も中学卒業までとなり、他の自治体でも中学校修了までに拡充する動きがでています。

大阪狭山市では、特に若い保護者から「早く堺市と同じにしてほしい」との声が高まっていますので次のことをお願いいたします。

(請願項目)

- 1、大阪狭山市も通院についての「こども医療費助成」を一日も早く中学校卒業まで拡充してください。



大阪狭山市議会 議長 様

平成25年8月22日

紹介議員 小原一浩

件名 議員定数削減に関する請願

1. 要旨

議員定数削減 次回選挙から定数を2名削減し13名とする条例改正を要求します。

2. 理由

国並びに地方自治体においても財政危機に直面し、行財政改革が断行されている現在、市民の代表者たる議員は率先してこの行財政改革に範を垂れる必要があります。日本の地方議会は欧米と比較して定数並びに報酬も多いとされています。議員の定数は市の人口規模、市域の広さ、担税能力その他の条件を考慮して決められるべきものであり、例えば人口が2倍、市の面積が9倍以上の河内長野市(定数18名)と比較しても当市の議員定数15名は多く、堺市と合併した美原町の例(美原区選出議員は3名)を見ても明らかです。更なる行財政改革は、議会費の削減から着手すべきであります。

以上



大阪狭山市議員活性化推進会

大阪狭山市狭山 2-881-5

代表世話人 上堀 保雄

大阪狭山市半田 6-1106

世話人 上谷 元忠

大阪狭山市池尻自由丘 2-19-13

世話人 市村 成保

大阪狭山市くみの木 7-1360-1

世話人 梅咲 健一

大阪狭山市大野台 1-8-7

世話人 中井 靖次

大阪狭山市東野中 1-1504-63

世話人 野村 義則

大阪狭山市大野台 4-16-1

世話人 峰畑 通

大阪狭山市議会議員の定数削減に反対する要望書

大阪狭山市議会議長

西尾浩次殿

議員定数の削減の請願が出ると聞き、一住民として削減はすべきで無いとの思いから要望書を提出するものです。

一般的に定数削減は議会改革のように言われることがありますが、私はそうは思いません。

議員の定数が減るということは、特に住民代表の機能に支障を来し、住民自治の後退、ひいては住民へのサービス低下を招くものとなります。

民主主義制度の根幹を揺るがす大きな問題だからです。

議会として何よりも尊重しなければならないのは、憲法、地方自治法で保障された民主主義制度であります。

現在の大阪狭山市議会の模様をネットや議会便りで拝見しておりますが、議長以外の全議員が様々な角度から質問をされています。その内容は、ほとんど重なっていません。多種多様な意見や要望が出されていることは心強く思います。

15人の議員が住民と広範囲に結びついている反映でもあると思います。議会は様々な住民の要望意見を把握し、市政に反映させるところだと思います。その議員の数が減るということは、それだけ住民の要望・意見の反映が削減されることにつながり、住民にとってプラスにはなりません。

同時に、市政のチェック役としての機能も低下につながると思います。定数削減は市当局にとっては都合がよいかも知れませんが、市当局に対して物をいう議員の数が減って喜ぶのは市民ではなく市当局だと思います。

よって、議員定数削減には反対です。ぜひ、市議会として議員定数削減はしないで下さい。

強く要望いたします。

2013年 8月 23日

池尻自由丘2丁目14-14

西川博

